

# 男女いきいき・子育て応援宣言企業募集要項

最終改正 平成23年4月1日

## 1 趣 旨

企業における女性の活躍や子育て応援に積極的に取り組んでいる企業、または、積極的に取り組む計画のある企業を募集し、「男女いきいき・子育て応援宣言」企業として登録して広く県民に紹介するとともに、登録企業に対して総合的な支援措置を実施します。

## 2 募 集 内 容

次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす企業を募集します。

(1) 次のうち2つ以上について積極的に取り組んでいるか、または、積極的に取り組む計画があること。

### ①女性の能力活用

(取組み例)

- 女性が少ない職場において、積極的改善措置（ポジティブアクション）として、女性を優先的に採用する。
- 数値目標を設定し、女性の管理職登用に積極的に取り組む。
- これまで、女性社員が少なかった職務への配置、管理職への登用のために必要な能力を付与するための研修を女性社員に実施する。
- 性別にとらわれない公正な人事評価を行うため、評価者研修を実施する。

### ②仕事と家庭の両立支援（子育て応援）

(取組み例)

- 働きながら子育てができる企業環境の整備について
  - ・事業所内託児施設を開設する。
  - ・仕事と家庭とのバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度（短時間勤務制度（ただし、101人以上の企業を除く）やフレックスタイム制度など）を整備し、利用を奨励する。
  - ・育児休業者の代替要員を確保し、育児休業が取得しやすい職場環境づくりを進める。
- 従業員が100人以下の事業所であるが、一般事業主行動計画を策定する。
- 仕事と子育ての両立がしやすい職場づくりのための管理職研修を実施する。

### ③男女がともに働きやすい職場づくり

(取組み例)

- 年休取得促進及び所定外労働の削減を推進する等、「働き方の見直し」に取り組む。
- 仕事のグループワーク化等、職務体制の改善を進める。
- セクシュアル・ハラスメント防止について研修を実施する。
- 男女の固定的な役割分担意識解消のための研修を実施する。

### ④県民の子育て支援

(取組み例)

- 子どもの体験学習を受け入れる。
- 地域における子育て支援活動への従業員の参加など地域貢献活動を実施する。
- やまがた子育て応援パスポート事業（※）へ協賛する。
- 子どもを連れた方のために、授乳所やプレイルームを設置する。  
※ 県が平成19年度から実施している事業で、妊婦または小学校6年生までの子どものいる家庭に、パスポートカードを交付し、事業に協賛する企業、店舗により各種サービスを提供いただく事業です。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進員を設置すること。

企業において、1名以上のワーク・ライフ・バランス推進員（以下「推進員」という。）を設置するものとし、推進員は、企業内におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員に対する相談・広報・企画業務等に取り組むこととし、以下の役割を担います。

#### ①相 談

- ワーク・ライフ・バランスに関する相談窓口として、従業員からの相談を受け付けるとともに、従業員の仕事と家庭の両立等の状況を把握して、企業内の各種制度の利用を促進する。

#### ②広 報

- ワーク・ライフ・バランスの推進に関する県等との連絡窓口として、社内での情報を発信する。
  - ・「ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰受賞企業」の取組みを社内へ周知する。
  - ・「男女いきいき・子育て宣言企業セミナー」及び「地域別情報交換会」への参加により、他社の取組みを社内へ周知する。
  - ・従業員に対し、企業内の各種制度及び国・県の助成制度等を周知する。

### ③企 画

○県が作成した「ワーク・ライフ・バランス実践マニュアル」を活用し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた新たな取組みを企画する。

## 3 応募資格

県内に活動拠点を有する企業、法人、団体であること（国及び地方公共団体を除く）。但し、県外に本社・本店がある場合は、県内の事業所等で2の要件を満たすこと。

## 4 応募方法

応募用紙（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、山形県子育て推進部青少年・男女共同参画課まで郵送（Eメールも可）又は持参してください。応募用紙は、県のホームページからもダウンロードできます。

## 5 審査・登録

応募のあった企業について、審査委員会による要件審査を行い、登録の可否を決定します。また、必要に応じて実地調査を行う場合があります。

毎年度、7月及び12月に、その前月の20日までに応募のあった企業について、「男女いきいき・子育て応援宣言企業」として登録します。登録企業には「男女いきいき・子育て応援宣言企業登録証」を発行するとともに登録認定ステッカーを1企業につき1枚交付いたしますので、人の出入りが多い場所などに明示してください。

※ 但し、7の(2)～(4)の支援措置を早急に申請したい事情がある場合は、通例の登録時期の前に審査・登録を行う場合があります。9の問合せ先までご相談下さい。

## 6 公 表

登録された企業における取組みについては、県のホームページ及び各種広報により、広く県民に公表します。

## 7 支援措置

「男女いきいき・子育て応援宣言企業」として登録された企業は、次の支援措置を申請等することができます。

### (1)奨励金の交付（それぞれ1回限り）

- ①女性をはじめて役職（係長など）に登用した場合、10万円
- ②女性をはじめて管理職（課長など）に登用した場合、20万円
- ③女性のいなかった職域・分野に女性をはじめて配置した場合、10万円
- ④男性の育児休業取得者が出た場合、10万円
- ⑤はじめて女性の育児休業取得者が出た場合、10万円
- ⑥結婚・出産・育児等で退職した社員を再雇用した場合、10万円

※1 対象となるのは、登録された年度の前年度の4月1日以降実施した取組みとします。

※2 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（郵便事業株式会社、日本年金機構など）又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人（山形県生涯学習文化財団、山形県土地開発公社など）は対象外とします。

※3 ④については、連続して7日以上育児休業を取得することを要件とし、7日以上育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含みません。

### (2)産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金）による融資

企業において、女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援（子育て応援）、男女がともに働きやすい環境づくり及び県民の子育て支援推進のための取組み（登録時に取り組むとした内容）にかかる費用を、低利で融資します。

・融資の内容（※平成23年4月1日現在）

利率 : 1.6%

限度額 : 1億5,000万円（うち運転資金5,000万円）

期間 : 設備資金15年（うち据置2年）、運転資金7年（うち据置2年）

※ 利用いただけるのは、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。また、融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望どおりにならない場合もありますので御了承下さい。

**(3) 企業における女性の活躍及び子育て応援の推進のための講師派遣**

企業において、女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援（子育て応援）、男女がともに働きやすい環境づくり及び県民の子育て支援を推進するための諸規程や計画を整備する場合、若しくは研修会やセミナー等を開催する場合における講師の派遣に要する費用を負担します。

**(4) 事業所内託児施設設置にかかる検討及び整備費用に対する助成**

- ①事業所内託児施設設置にかかる検討費用への助成、10万円以内
- ②事業所内託児施設設置にかかる整備費用への助成、200万円以内

※助成の対象となる託児施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要があります。

**(5) 山形県の競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点の加点**

山形県の平成23・24年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）における発注者別評価点が加点されます。（2点）

※ただし、新たに平成23・24年度の資格者名簿への登載に係る資格審査申請を行う場合が対象となります。

※(1)及び(4)の支援措置においては、山形労働局の助成を受けるものは対象外とします。

**(6) 登録企業名簿等の大学等の就職支援担当への情報提供**

毎年1回、県内にある大学及び短期大学の就職支援担当に対し、企業名等を記載した名簿を提供します。

**(7) 「ワーク・ライフ・バランス推進員」ミニのぼり旗の交付（1回に限り交付）**

**(8) ワーク・ライフ・バランス実践マニュアルの提供**

**(9) 各種研修会への参加等の支援**

**(10) やまがたイクメン応援プロジェクト育児休業取得奨励金にかかる、県の指定するワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー（※）受講の免除**

※県の主催するワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーとは、トップセミナー及び男女いきいき・子育て応援宣言企業セミナーを指します。

**8 取組状況の報告**

登録の有効期間（2年間）の満了前に、それまでの取組状況について報告をいただきます。報告内容を審査のうえ、登録期間を更新します。

**9 問合せ先**

山形県子育て推進部青少年・男女共同参画課（男女共同参画担当）

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL023-630-2727・2694 FAX：023-632-8238

Eメール：[ysei.shonen@pref.yamagata.jp](mailto:ysei.shonen@pref.yamagata.jp)

# 男女いきいき・子育て応援宣言企業登録応募用紙

平成 年 月 日

応募者氏名	所属部署	電話 FAX
-------	------	-----------

企業・団体等の概要	名称			
	所在地	〒□□□□ - □□□□		
	代表者			
	HPアドレス			
	業種  ※主たる業種に1つだけ○をつけてください。	1. 建設業                      9. 学術研究、専門・技術サービス業 2. 製造業                      10. 宿泊業、飲食サービス業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 4. 情報通信業                12. 教育、学習支援業 5. 運輸業、郵便業          13. 医療、福祉 6. 卸売業、小売業          14. 複合サービス事業 7. 金融業、保険業          15. サービス業 8. 不動産業、物品賃貸業 16. その他	従業員数	計 人  (うち女性 人)

ワーク・ライフ・バランス推進員  所属・氏名等	所 属		電 話	
			FAX	
			E-mail	
	職		氏 名	

該当する取組に○をつけてください（2つ以上）。【実施（予定も含む）している取組の内容】

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1 女性の能力活用          | 2 仕事と家庭の両立支援（子育て支援） |
| 3 男女がともに働きやすい職場づくり | 4 県民の子育て支援          |

1 女性の能力活用 【 すでに実施 ・ 実施予定 】 <small>該当する方を○で囲んでください</small>	
--	--

●取り組みの具体的内容

注1) 取り組みの内容がわかる資料（就業規則等）を添付してください。

2 仕事と家庭の両立支援（子育て支援）【 すでに実施 ・ 実施予定 】

該当する方を○で囲んでください

●取り組みの具体的内容

3 男女がともに働きやすい職場づくり 【 すでに実施 ・ 実施予定 】

該当する方を○で囲んでください

●取り組みの具体的内容

4 県民の子育て支援 【 すでに実施 ・ 実施予定 】

該当する方を○で囲んでください

●取り組みの具体的内容

注2) この応募用紙に記載いただいた内容は、県のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。取り組みはできるだけ詳細に（5W1Hがわかるように）記入下さい。